

栗窪自治会規約細則

平成 30 年 1 月 6 日改訂版
(平成 29 年度通常総会時配付)

第 1 条 自治会の運営にあたり自治会規約に定めた以外の事項は、本細則による。

(集会所の運営)

第 2 条 集会所の維持管理にあたるため、集会所運営委員会を置く。運営委員は次の各種団体役員が自動的にその任務にあたる。

- (1) 運営委員長……………自治会会長
- (2) 運営副委員長……………－〃－副会長
- (3) 運営委員 (運営事務局) ……－〃－環境委員
- (4) －〃－ ……－〃－文体委員
- (5) －〃－ ……－〃－防災委員
- (6) －〃－ ……生産組合長
- (7) －〃－ ……小学校 P T A 地区委員長
- (8) －〃－ ……中学校 P T A 地区委員長
- (9) －〃－ ……子供会育成会長

- 2 自治会環境委員長は、集会所管理責任者としてその任務にあたり、集会所運営費の収支及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。また、総会において会計報告を行う。
- 3 運営委員は、1 年に 2 回以上の大掃除を行う。
- 4 集会所を利用したい者は、運営委員長 (又は事務局長) に申し出て許可を得る。
- 5 集会所の利用及び器具の使用については、集会所内掲示板の使用規定による。
- 6 集会所使用及び器具使用の時は、必ず備え付けの帳簿に記録する。

(道路普請)

第 3 条 自治会は、原則として年 1 回以上の道路普請を行う。

- (1) 道路普請の作業内容等は、環境委員が示す。
- (2) 道路普請不参加者は、世帯単位で出不足費 1,000 円を納入する。
但し、要支援世帯 (80 歳以上の高齢者、母子家庭、災害時要援護者、組内で了解された要支援世帯) については、出不足費を免除することができる。
- (3) 臨時道路普請の実施については、役員会議で決定し、作業は原則として地権者及び役員並びに関係者をもって行う。

(自治会活動)

第 4 条 自治会全体の活動及び運営は、各種団体の全面的な協力を得るものとする。

(会費)

第 5 条 本会の会費は次の通りとする。

1 会員 (栗窪地域の居住者) (世帯単位)

自家居住者 (親族所有含む)	4, 5 0 0 円
借家居住者	3, 3 0 0 円

※世帯とは、同じ住居に起居し生計を同じくする方達の集まりのことです。住民票の編成グループ) が同じで世帯主がいる。同じ住居に起居しても生計が別であれば別世帯になる。

2 準会員

(1) 事業所

ア 下記の基準を基本とする。

従業員 5 人まで	5, 0 0 0 円
-----------	------------

従業員6人～10人まで 10,000円

上記以上、区分5人増すごとに5,000円増とする。

栗窪地域内での小規模事業者は、前記1会員の基準による。

(2) 福祉施設 5,000円

(3) 共同住宅 各戸 3,300円

－カ－ (ワンルームマンション, アパート等) 部屋数×3,300円×0.8 (一括徴収の場合)

3 他地区の自治会会費の集金は、原則として役員が分担して行う。

4 1項会員で世帯状況が変更になった場合は、変更届を自治会長に届け出る。

(交付金および役員手当、負担金等)

第6条 伊勢原市からの交付金、および役員手当、負担金、助成金、福祉賛助金の金額、または金額算出の基準は、別表による。

(組長)

第7条 組長は組内の互選で選出する。但し、要支援世帯(前出)については、その役割を免除することができる。

(役員選考委員)

第8条 自治会役員の選出は、各組から1名の選考委員を選任し自治会役員選考委員会を組織し選考する。選考委員長は選考委員が協議して決定する。選考委員長は選考結果を総会に報告する。

(監査)

第9条 自治会の会計年度は1月～12月、事業年度は4月～3月と3ヶ月のずれがあるため、会計監査は毎年1月と役員改選時の4月に実施する。

第10条 本細則に定めのない事項については、役員会で決定し組長会議承認を得て施行する。また、その内容は次回総会に報告する。

附則 ; この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附則 ; この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附則 ; この細則は、平成20年2月3日から施行する。

附則 ; この細則は、平成25年1月1日から施行する。

附則 ; この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則 ; この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 ; この細則は、平成27年1月1日から施行する。

附則 ; この細則は、平成29年1月7日から施行する。

附則 ; この細則は、平成30年1月6日から施行する。

粟窪自治会規約細則 別表

平成30年1月6日
施行時点

- 1)伊勢原市からの交付金、および役員手当、各種団体・各種委員への負担金・助成金、福祉賛助金の金額または算出基準は以下の通りとする。
2)交付金の基準変更となる場合、および役員手当等の金額や算出基準を変更する場合は、規約細則第10条に則り承認を得る。

区分	科目	項目	金額 または算出基準	備考
収入	交付金 (伊勢原市)	自治会活動費	$(@80 \times \text{世帯数} + 100,000) \times 0.729$	+100,000均等割り ×0.729支給率 [過去支給率] H21,22,23,25,26=0.729 H24=0.5832
		敬老助成金	@1,000×ご長寿人数	粟窪の75歳以上の方
支出	役員手当	自治会長		
		副会長		
		その他の役員		
	負担金	成自連運営費	@80×世帯数+4,000	+2000均等割り+2,000会議費
		－〃－体力振興費	@90×世帯数+1,000	+1,000均等割り
		子供会		
	助成金	消防団		
		子供会		
		長寿会		
		粟窪活性化委員会		
		各種指導員		
	福祉 賛助金	日赤募金	@250×世帯数X0.6	
社協会費		@300×世帯数X0.6		
赤い羽根共同募金		@230×世帯数X0.6		
年末助け合い		@250×世帯数X0.6		

集会所使用規約

1、使用上の注意	
(1) 使用時に窓を開けた場合は、帰りには必ず戸締りする。	
(2) 使用後は清掃をし、整理整頓をする。	
(3) 火の始末には特に留意する。	
(4) 生ごみは必ず持ち帰る。	
(5) 節電に努める。	
2、使用時間	
(1) 原則として通年で午前8時より午後10時までとする。	
3、破損を生じた場合	
(1) 使用責任者は備品、消耗品を問わず運営委員長に報告する。	
4、使用料	
(1) 団体・個人の使用料は下記の通りとする。	
使用時間(1回)	
午前8時～午後5時	2,000 円
午後 5 時～午後 10 時	3,000 円
(2) 以下の団体・個人の使用は全額免除とする。	
・栗窪自治会会員のみで使用する場合	
・栗窪自治会支援組織	
・原則として栗窪自治会会員が参加する公共的団体	
※栗窪自治会支援組織とは、原則として地元消防団、子供会育成会、長寿会、栗窪まちづくり委員会、栗窪活性化委員会などをいう。	
(3) 栗窪自治会会員が使用する場合で、外部参加者が半数を超える場合には(1)の使用料の5割減額とする。	
(4) 使用料は会計又は運営委員長へ納入すること。	